

施設管理実施計画管理表の記載について

1. 施設管理実施計画管理表策定の基本方針

施設管理実施計画は、現行保安活動（検査及び点検。巡視点検も含む。）を法令の技術基準の要求に照らして整理し、管理対象とする設備機器を選別して策定している。また耐震重要度分類や安全機能重要度分類及び原子炉運転への影響を考慮した保全重要度分類に応じて保全方式を策定している。

2. 施設管理実施計画管理表策定に係る個別方針

(1) 管理対象設備の選定

管理を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定している。ただし、消耗品、工具等の資機材は含めていない。

- ①耐震重要度分類で規定されている設備
- ②安全機能の重要度分類で規定されている設備
- ③当該設備の損傷によって、原子炉の運転に影響を与えるおそれがある設備
- ④その他、必要と認める設備

(2) 保全重要度の選定及び保全方式の選定

保全重要度及び保全方式の選定は図1のフローによる分類を基本とするが、施設全体の事故時放射線影響の程度、設備機器の故障時における施設全体の安全性への影響、設備機器ごとの特殊性（取扱物の危険性等）及び保守性（運転保守経験、施設操作性、部品供給性等）等（その他の事項）を勘案して保全重要度や保全方式を選定する。

3. 「点検」「検査」（「点検等」という。）に関する方針及び記載

- ・「検査」とは定期事業者検査、「点検」とは各管理部で実施する試験、点検、巡視を表す。
- ・予防保全が必要な施設、設備について、保全方式（時間基準保全(TBM)又は状態基準保全(CBM)）及び必要な点検等の項目を定めている。
- ・保全方式の記載は以下のとおりである。
C：状態基準保全、T：時間基準保全、A：事後保全
- ・点検時期の「非」は非運転時を、「運」は運転時を表している。
- ・点検等の頻度の記載は以下のとおりである。
Y：年、M：月、W：週、D：日、WD：平日
- ・点検等の種類は表1に示すとおりである。

表1 点検等の種類と略称

種類:略称	種別	種類:略称	種別
分解点検:分点	点検	分解検査:分検	検査
開放点検:開点	点検	開放検査:開検	検査
目視観察:目観	点検	外観検査:外検	検査
機能試験:機験	点検	機能検査:機検	検査
性能試験:性験	点検	性能検査:性検	検査
作動試験:作験	点検	作動検査:作検	検査
点検校正:点校	点検	点検校正検査:点校	検査
漏えい試験:漏験	点検	漏えい検査:漏検	検査
肉厚測定:肉測	点検	保守点検:保点	点検
部品交換:部交	点検	更新	点検

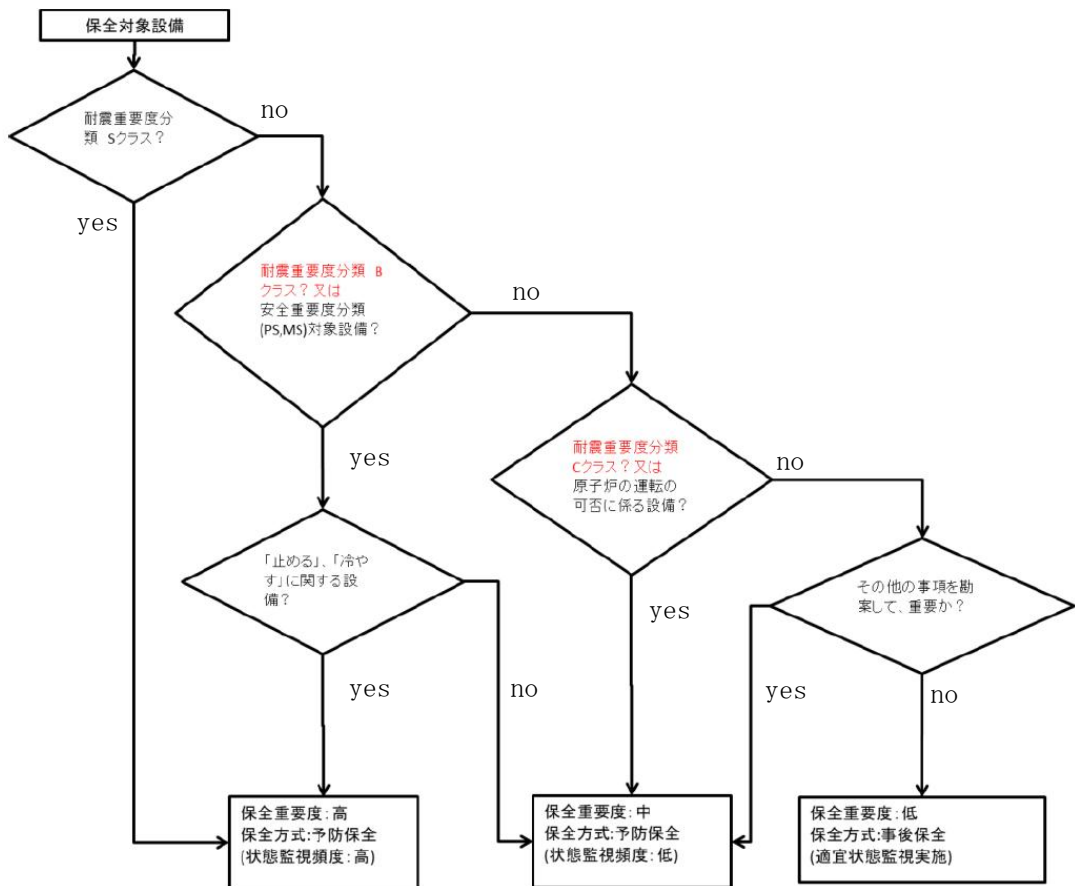


図1 保全重要度分類の選定フロー